この省令は、公布の日から施行する。

附　則

（薬剤師法施行規則の一部改正）

第三条　薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

様式第六を次のように改める。

様式第六（第七条関係）

薬剤師届出票

（　　年12月31日現在）

(1) 住所	〒□□□－□□□□ 都道府県		
ふりがな		電話	
(2) 氏名		市外局番 （　　－　　－　　）	
(3) 性別	1 男・2 女	(4) 生年月日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治　　年　　月　　日
(5) 薬剤師名簿登録番号	第　　号	(6) 薬剤師名簿登録年月日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治　　年　　月　　日

(7) 主に従事している施設及び業務の種別

業務の種別の01～13のうち1つを○で囲むこと。

施設の種別	業務の種別
薬局	01 開設者又は法人の代表者 02 勤務者
病院	03 調剤・病棟業務 04 その他（治験、検査等）
診療所	05 調剤・病棟業務 06 その他（治験、検査等）
大学	07 勤務者（研究・教育） 08 大学院生又は研究生
医薬品関係企業	09 医薬品製造販売業・製造業（研究・開発、営業、その他） 10 医薬品販売業
上記以外の施設	11 衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者
その他	12 その他の業務の従事者 13 無職の者

ふりがな		電話
(8) 従事先の名称 (7)欄の01～12のいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。		市外局番 （　　－　　－　　）
(9) 従事先の所在地 (7)欄の01～12のいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。	〒□□□－□□□□ 都道府県　市郡　区　町村	
(10) 就業形態 (7)欄の01～12のいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。	1・2いずれかを○で囲むこと。 1 常勤　　2 非常勤 ※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者（ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない。）。 「非常勤」とは「常勤」以外の者。	
(11) 休業の取得 (7)欄の01～12のいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。	以下を取得中の者は番号を○で囲むこと。 1 産前・産後休業　　2 育児休業　　3 介護休業	
(12) 本届出票の活用に対する確認	各都道府県における薬剤師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した必要な情報（(1)～(4)、(7)～(11)欄。(4)は生年のみ。）を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに**同意しない**場合には、右欄に○を付けること。	同意しない場合
(13) 備考		

提出期限　翌年1月15日